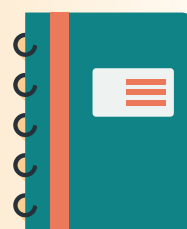




投資家のための 税金読本

2024年度版



新しいNISAもまるわかり

- ・2024年の定額減税
- ・株式、公社債、投資信託、先物・オプション取引の税金 など
- ・税制や相続、贈与について“学べる1冊”

編著：大和総研

監修：税理士法人柴原事務所

日本法令[®]

この文書は『2024 年度版 投資家のための税金読本』
から一部抜粋したものです。

より詳しい内容を知りたい方は以下のリンクから
お求めいただけます。

『2024 年度版 投資家のための税金読本』

定価：1,600 円（税別）

著者：大和総研

発行：2024 年 7 月 20 日 364P

発行所：日本法令

<https://www.amazon.co.jp/dp/4539747061>

所得税・住民税の計算の仕組み

所得税・住民税計算の全体像

所得税・住民税の計算方法の最も基本的な仕組みは次の式で表せます。つまり、
(1) 所得を求め、(2) 所得から所得控除を差し引いて課税所得を算出し、(3) 課税所得に対応した税率を適用し、(4) 所定の税額控除を差し引くところまでは所得税・住民税所得割ともに共通です。
その後、所得税は既に納めている源泉徴収税額や予定納税額を差し引き、残額

が確定申告時の納付税額（マイナスの場合は還付税額）となります。
住民税は所得割の金額に均等割を加算し、(上場株式等の譲渡所得等・配当所得・利子所得を申告した場合) 配当割・株式等譲渡所得割として納付済みの税額を差し引き、残額が納付書等による納付税額（マイナスの場合は還付税額）となります。

▶ 所得税・住民税の計算方法の概要

所得税（確定申告）の場合	住民税（所得割・均等割）の場合
$(\text{所得} - \text{所得控除}) \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得税額}$	$(\text{所得} - \text{所得控除}) \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{住民税所得割}$
$\text{所得税額} - \text{源泉徴収税額等} = \text{確定申告時の納付税額}$ (マイナスなら還付税額)	$\text{住民税所得割} + \text{均等割} - \text{配当割} \cdot \text{株式等譲渡所得割控除}$ $= \text{納付書等による納付税額}$ (マイナスなら還付税額)

第1段階（所得を求める）

所得の金額は、次の①～⑧のグループごとに合計して算出します。また、必要に応じて**損益通算**（[23ページ参照](#)）や**損失の繰越控除**（[25ページ参照](#)）を行います。

①総所得金額

総合課税となる所得の合計額（[22ページの図を参照](#)）

②土地・建物等の譲渡所得の金額

土地や建物等を譲渡した場合の譲渡所得

③分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額

上場株式等の配当所得および利子所得

④上場株式等に係る譲渡所得等の金額

上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得、事業所得および雑所得

⑤一般株式等に係る譲渡所得等の金額

一般株式等を譲渡した場合の譲渡所得、事業所得および雑所得

⑥先物取引に係る雑所得等の金額

商品先物取引や有価証券先物取引等（金融先物取引を含む）の差金等決済を行った場合の事業所得、雑所得、および譲渡所得

⑦山林所得金額

⑧退職所得金額

第2段階（所得控除を行い、課税所得を求める）

所得控除とは、納税者の家族構成、医療費や保険料の支出等の個人的な事情を考慮して、一定の金額を所得から差し引き（控除し）、税負担を調整するものです。

所得税と住民税では所得控除の種類や金額に若干の差があります。詳細は[25ページを参照](#)してください。

第3段階（税率を適用する）

所得控除を行った後の金額を**課税所得金額**といいます。税率は前ページの①～⑧の課税所得金額それぞれについて別個

に適用します。①は総合課税、②～⑧は申告分離課税で、所得税・住民税それぞれ別個の税率が適用されます。

第4段階（税額控除を行う）

税額控除とは、第3段階までに計算した税額から一定額を差し引くことです。所得税と住民税では税額控除の種類や金額に若干の差があります。詳細は[35ページ「税額控除」](#)を参照してください。

なお、所得税においては2013年から2037年までの間、第4段階で復興特別所得税の計算を行うため、計算過程がやや複雑になっています。詳細は[41ページを参照](#)してください。

第5段階（納付済み税額の精算等を行い納付すべき税額を確定する）

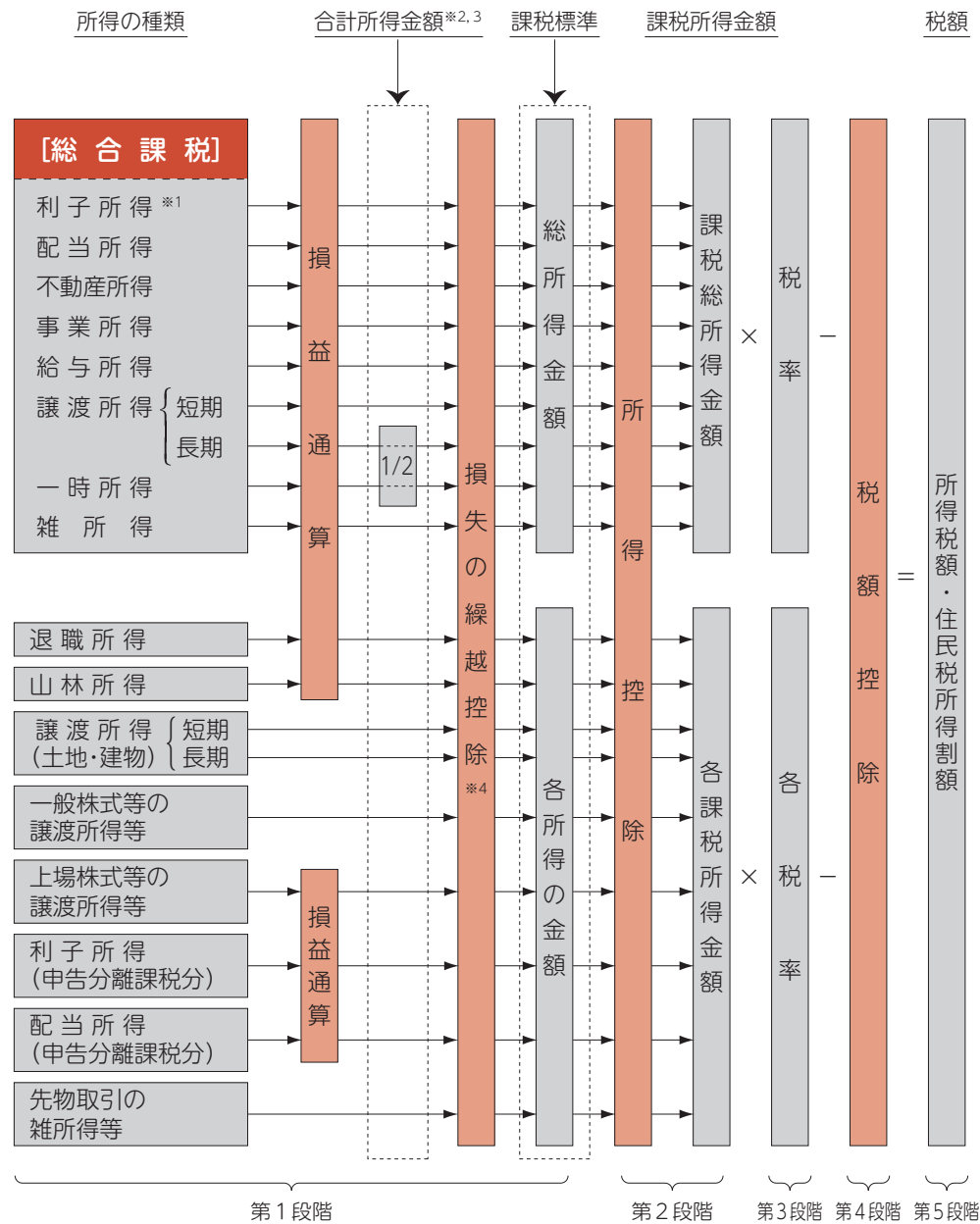
所得税の確定申告の際には、既に天引きされている源泉徴収税額（源泉分離課税は除く）、あらかじめ納付した予定納税額（[47ページを参照](#)）を精算する必要があります。つまり、第4段階で求めた金額から、源泉徴収税額・予定納税額を差し引いた金額が、確定申告時に納付する所得税額（または還付される所得税額）ということになります。

住民税においては第4段階までで求め

た所得割に均等割を加算し、上場株式等の譲渡所得・利子所得・配当所得を申告した場合は既に天引きされている配当割・株式等譲渡所得割を控除し、納付書等により納付する住民税額（または還付される住民税額）が決定します。

以上が所得税・住民税の金額を求める際の大まかな流れです。この流れをまとめたのが次のページの図表です。

▶ 所得税・住民税計算の流れ（2024年分所得）



※1 一部の特殊なものを除き、利子所得は原則として源泉分離課税となります。
※2 合計所得金額については、[133ページ](#)を参照してください。
※3 2024年分所得税の定額減税に係る1,805万円以下の所得制限は、合計所得金額をもとに判定されます([2ページ](#)参照)。
※4 繰越控除できる損失には、「純損失」、「雑損失」、「上場株式等の譲渡損失」、「先物取引の損失」の4種類があり、それぞれ控除できる所得が異なります([25ページ](#)参照)。
※5 2013年から2037年の間、別途復興特別所得税の課税が行われています([41ページ](#)参照)。
※6 2025年分の所得以降は、基準所得金額が3億3,000万円超の納税者に限り、上記に加え、ミニマムタックスとして別途所得税が追加課税される場合があります。詳細は、[39ページ](#)を参照してください。

第6段階（2025年分の所得からはミニマムタックスが導入される）

税負担の公平性の観点から、2025年分の所得より極めて高い水準の所得に対して、所得税の負担が調整される制度が設けられます。**基準所得金額**が3億3,000万円を超える納税者について、3億3,000万円を超える部分の所得に対する基準所得税額の割合が22.5%を下回る場合、22.5%に達するまでの金額をミニマムタックスとして追加納税する必要があります。

ここでの基準所得金額には、原則申告不要となる上場株式等の配当所得等や特定口座の上場株式等の譲渡所得等を含める必要があります。ミニマムタックスの対象となる場合は、これらの所得も確定申告する必要があります。詳細は、[40ページ](#)を参照してください。

内部通算

1年の間には、利益が出ることもあれば損失が出ることもあります。まずは、各区分の所得金額を決定するために、[11ページ](#)で紹介した「13種類の所得区分」ごとに、同一の所得区分内で1年間のすべての取引にかかる所得（損失）を通算します。これを**内部通算**と呼びます。「13種類の所得区分」において、「上場株式等の譲渡所得等」、「一般株式等の譲渡所得等」、「先物取引の雑所得等」はそれぞれ独立した所得区分として扱われますので、いずれも、これらの3種の所得区分相互の損益の通算、および、他の譲渡所得、雑所得、事業所得との損益の通算を行うことはできません。

損益通算

同一の所得区分内で通算しきれない損失がある場合、その損失が生じた所得区分によっては、所得区分をまたいだ損益の通算が認められるものもあります。

損益通算が認められる所得には、次の2種類があり、それぞれ控除対象となる所得が異なります。

▶ 2種類の損益通算

損益通算の種類		損失が生じた所得区分	当該損失を控除できる所得区分
1	総合課税の所得等の損益通算	不動産所得 事業所得 山林所得 譲渡所得（総合課税分、または居住用財産等の特例に係る損失に限る）	総所得金額（総合課税の各種所得） 退職所得 山林所得
2	上場株式等の譲渡損失の損益通算	上場株式等の譲渡所得等	上場株式等の配当所得・利子所得（いずれも申告分離課税分に限る）

総合課税の所得等の損益通算

(1) 損益通算の対象となる損失

不動産所得、事業所得、山林所得、総合課税の譲渡所得に係る損失については総合課税の所得等の損益通算の対象となります。申告分離課税の対象となる土地・建物等の譲渡損失については原則として

損益通算の対象になりませんが、居住用財産等の譲渡損失の損益通算の特例（[□322ページ参照](#)）の適用を受けた譲渡損失については、例外的に総合課税の所得等の損益通算の対象となります。

(2) 損益通算の順序

総合課税の所得等の損益通算においては、まず、総合課税の対象となる所得を次の図表のA、B、C、Dの4つのグループに分け、Aグループ・Bグループ内で通算を行います。なお、居住用財産等の譲渡損失の損益通算の特例（[□322ページ参照](#)）の適用を受けた譲渡損失は、総合課税ではありませんがBグループとし

て扱います。

次に、グループ間の損益通算を、次の図表の第1次通算、第2次通算、第3次通算の順に行います。

なお、長期譲渡所得および一時所得との損益通算が行われる場合、それらは1/2にする前の金額と通算します。

総合課税の所得等の損益通算の順序

所得区分		グループ内通算	グループ間通算		
			第1次通算	第2次通算	第3次通算
Aグループ	利子所得 配当所得 不動産所得 事業所得 給与所得 雑所得	Aグループ内で 損益通算する	A・Bグループ間 で損益通算する	A・B・Cグループ 間で損益通算 する	A・B・C・Dグループ 間で損益 通算する
Bグループ	譲渡所得 ^(*) 一時所得	Bグループ内で 損益通算する			
Cグループ	山林所得	—			
Dグループ	退職所得	—	—	—	

※（本来は申告分離課税である）居住用財産等の損益通算の対象となる譲渡損失を含みます。

上場株式等の譲渡損失の損益通算

上場株式等の譲渡損失については、申告分離課税を選択した上場株式等の配当

所得・利子所得との損益通算が可能です。詳細は[□70ページを参照](#)してください。

繰越控除

損益通算を行った後になお損失が残っている場合、所得区分によっては、翌年度以後に損失を繰り越せるものがあります。また、雑損控除（[□26ページ](#)）においてその年の所得から控除しきれなかった金額がある場合も残額を繰り越すことができます。

過去の年度から繰り越された損失を当年度の所得から控除することを繰越控除と呼びます。繰越控除には次の4種類があり、いずれも損失が生じた翌年以後3

年間（2023年4月1日以後に発生した特定非常災害による損失の場合は5年間）の所得から繰越控除を行うことができ、いずれの繰越控除も原則として損失が生じた年から連続して確定申告書が提出されていることが適用の条件となります。損失を控除できる所得区分は繰越控除の種類によって異なります。

上場株式等の譲渡損失の繰越控除について詳細は[□71ページを参照](#)してください。

4種類の繰越控除

繰越控除の種類		損失が生じた所得区分	当該損失を控除できる所得区分
1	純損失の繰越控除	不動産所得 事業所得 山林所得 譲渡所得（総合課税分、または居住用財産等の特例に係る損失に限る）	総所得金額（総合課税の各種所得） 退職所得 山林所得
2	雑損失の繰越控除	雑損失	確定申告を行うすべての所得
3	上場株式等の譲渡損失の繰越控除	上場株式等の譲渡所得等	上場株式等の譲渡所得等・配当所得・利子所得（いずれも申告分離課税分に限る）
4	先物取引の損失の繰越控除	先物取引の雑所得等	先物取引の雑所得等

所得控除

損益通算や損失の繰越控除を行うと、課税標準となる総所得金額や分離課税の各所得金額が確定します。続いて行う作業は所得控除です。

所得控除とは、課税標準となる所得金額から一定額を控除するもので、医療費の支出、不測の事態に対する備え（生命保険や地震保険への加入）への支出額を控除するものと、配偶者や親族を扶養し

ているなど個人的な事情に配慮した**人的控除**の2種類があります。

所得控除は所得税で15種類、住民税で14種類あります（寄附金控除だけは所得税のみの制度です）。同じ名前の所得控除でも、所得税と住民税では控除額が異なる場合があります。控除の適用順序については、[□33ページのQ&A](#)を参照してください。

▶ 所得控除（費用の控除）

		誰の費用であるか	控除対象となる金額	所得控除額	
				所得税	住民税
1	雑損控除	本人・ 同一生計かつ総所得金額等48万円以下の親族	差引損失額（保険金等により填補される額を控除後の損失金額） または、差引損失額のうち 災害関連支出金額 （災害により滅失した住宅、家財などを取壊しまたは除去するために支出した金額など）	下記①か②のいずれが多い方 ①災害関連支出金額－5万円 ②差引損失額－総所得金額等×10％ ※雑損失の繰越控除は□25ページ、災害減免法は□36ページ参照	
2	医療費控除	本人・ 同一生計の親族	通常の医療費控除かセルフメディケーション税制のいずれかを選択適用		
			〈通常の医療費控除〉 医療費 ※保険金等により填補される額は控除する	下記①か②のいずれが多い方 （ただし、上限200万円） ①医療費－総所得金額等×5％ ②医療費－10万円	
			〈セルフメディケーション税制〉 特定一般用医薬品等購入費 （スイッチOTC医薬品等の購入費） ※保険金等により填補される額は控除する	特定一般用医薬品購入費－12,000円 （上限88,000円）	
3	社会保険料控除	本人・同一生計の親族	社会保険料 （健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険・雇用保険・国民年金・厚生年金保険等の保険料や国民年金基金の掛金など）	社会保険料の全額	
4	小規模企業共済等掛金控除	本人のみ	小規模企業共済等掛金 （小規模企業共済、確定拠出年金（企業型・個人型）、心身障害者扶養共済制度の掛金）	小規模企業共済等掛金の全額	
5	生命保険料控除	本人が支出し、保険金等の受取者が本人か親族であること	生命保険料 （生命保険、個人年金保険、介護医療保険のうち一定の要件を満たす保険料）	生命保険料に応じて算出した額 （上限12万円） （□29ページ参照）	生命保険料に応じて算出した額 （上限7万円） （□29ページ参照）
6	地震保険料控除	本人が支出し、本人か同一生計の親族の家屋等を対象とする契約であること	地震保険料と旧長期損害保険料の両方あるときはその控除額を合算する （ただし、上限は所得税5万円、住民税2.5万円）		
			地震保険料	地震保険料の全額 （上限5万円）	地震保険料の1/2 （上限2.5万円）
			旧長期損害保険料 （2006年末までに締結した長期損害保険契約の保険料）	旧長期損害保険料に応じて算出した額 （上限1.5万円）	旧長期損害保険料に応じて算出した額 （上限1万円）
			特定寄附金 （国・地方公共団体・公益団体等への寄附金、政治献金、エンジェル税制適用の特定中小株式等の取得額などで一定の要件を満たすもの）。詳細は□30ページ	特定寄附金額－2,000円 （ただし、特定寄附金が総所得金額等の40％超の場合は、総所得金額等×40％－2,000円）	適用なし （住民税では寄附金税額控除の対象となる場合あり、□36ページ参照）

※ 同一生計は□28ページ、総所得金額等は□33ページをそれぞれ参照してください。

▶ 所得控除（人的控除）

		誰が対象であるか	控除対象となる条件	所得控除額	
				所得税	住民税
1	障害者控除	本人・ 同一生計かつ合計所得金額48万円以下の親族	下記の①～③の区分ごとに該当する金額（複数人該当する場合はその合算額）を適用		
			①（本人以外で）同居の 特別障害者 である	75万円	53万円
			②（①に該当しない）特別障害者である ③（①②に該当しない） 障害者 である	40万円 27万円	30万円 26万円
2	ひとり親控除	本人	現在婚姻をしていない者等で、下記の①～③のすべてを満たす ①総所得金額等48万円以下の同一生計の子がいる ②合計所得金額が500万円以下である ③事実婚状態ではない	35万円	30万円
3	寡婦控除	本人	夫と死別等したか、または離婚しているかのいずれかで、下記の①～④をすべて満たす ①ひとり親控除の適用を受けていない ②合計所得金額が500万円以下である ③事実婚状態ではない ④離婚の場合は扶養親族がいること	27万円	26万円
4	勤労学生控除	本人	学校等の学生で勤労による所得があり、下記の①・②のすべてを満たす ①合計所得金額が75万円以下である ②勤労による所得以外の所得が10万円以下である	27万円	26万円
5	配偶者控除	同一生計かつ合計所得金額48万円以下の配偶者	下記の①・②を満たす ①本人の合計所得金額が1,000万円以下である ②配偶者の合計所得金額が48万円以下である	本人と配偶者の合計所得金額等に応じ算出した額（13万円～48万円、□1次ページ参照）	本人と配偶者の合計所得金額等に応じ算出した額（11万円～38万円、□1次ページ参照）
6	配偶者特別控除	同一生計かつ合計所得金額48万円超133万円以下の配偶者	下記の①・②を満たす ①本人の合計所得金額が1,000万円以下である ②配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下である	本人と配偶者の合計所得金額に応じ算出した額（1万円～38万円、□1次ページ参照）	本人と配偶者の合計所得金額に応じ算出した額（1万円～33万円、□1次ページ参照）
7	扶養控除	同一生計かつ合計所得金額48万円以下の親族（配偶者除く）	下記の①～④の区分ごとに該当する金額（複数人該当する場合はその合算額）を適用		
			① 一般の控除対象扶養親族 （16歳以上19歳未満、または23歳以上70歳未満）	38万円	33万円
			② 特定扶養親族 （19歳以上23歳未満）	63万円	45万円
			③ 老人扶養親族 （70歳以上）で 同居老親等 である	58万円	45万円
8	基礎控除	本人	④老人扶養親族（70歳以上）で同居老親等以外	48万円	38万円
			本人の合計所得金額に応じ、以下の①～④のいずれかを適用		
			①本人の合計所得金額が2,400万円以下	48万円	43万円
			②本人の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下	32万円	29万円
			③本人の合計所得金額が2,450万円以上2,500万円以下	16万円	15万円
			④本人の合計所得金額が2,500万円超	控除なし（0円）	

※ 同一生計は□1次ページ、合計所得金額は□33ページをそれぞれ参照してください。

▶ 配偶者控除・配偶者特別控除の控除額一覧

控除の 名称	配偶者の所得		本人の合計所得金額						
	合計所得金額	給与収入のみの 場合の年収	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下		1,000万円 超
			所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税・ 住民税
配偶者 控除	48万円以下	103万円以下	38万円 (48万円)	33万円 (38万円)	26万円 (32万円)	22万円 (26万円)	13万円 (16万円)	11万円 (13万円)	控除なし
配偶者 特別控除	48万円超 95万円以下	103万円超 150万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円	
	～100万円以下	～155万円以下	36万円		24万円		12万円		
	～105万円以下	～160万円以下	31万円		21万円		11万円		
	～110万円以下	～166.8万円未満	26万円		18万円		9万円		
	～115万円以下	～175.2万円未満	21万円		14万円		7万円		
	～120万円以下	～183.2万円未満	16万円		11万円		6万円		
	～125万円以下	～190.4万円未満	11万円		8万円		4万円		
	～130万円以下	～197.2万円未満	6万円		4万円		2万円		
	～133万円以下	～201.6万円未満	3万円		2万円		1万円		
(控除なし)	133万円超	201.6万円超	控除なし						

※ 配偶者控除について、配偶者が70歳以上（老人控除配偶者）の場合はカッコ内の金額が適用されます。

Q

同一生計とは

所得控除の条件に同一生計の親族とありますが、同一生計とはどういう意味ですか。

A

「同一生計」とは、日常の生活のお金を共にしていることをいいます。同居している親族については、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、同一生計として扱われます。単身赴任や学校への通学、病気療養などのために別居している親族であっても、会社や学校の長期休暇時などに同居していたり、生活費、学資金または療養費などを定期的に送金している場合は、同一生計として扱われます。

生命保険料控除の計算方法



生命保険料控除の控除額の計算方法は、①保険料の種類別の控除額の計算、②新旧保険料の控除額の調整、③控除額の総額の調整、の3段階で行われます。

まず、①**保険料の種類別の控除額の計算**として、下の表の5種類の保険料の種類別に、それぞれの控除額を計算します。

次に、②**新旧保険料の控除額の調整**として、新生命保険料（一般）と旧生命保険料（一般）、および新個人年金保険料と旧個人年金保険料の控除額をそれぞれ合算し、上限額（所得税4万円、住民税2万8,000円）を超える金額を切り捨てます。ただし、旧生命保険料（一般）または旧個人年金保険料の控除額が4万円を上回る場合は、新旧保険料の控除額を合算せず、旧生命保険料（一般）のみ、または旧個人年金保険料のみの控除額を用います。

最後に、③**控除額の総額の調整**として、新・旧の生命保険料（一般）、新・旧の個人年金保険料、介護医療保険料の控除額を合算し、上限額（所得税12万円、住民税7万円）を超える金額を切り捨てて、生命保険料控除の控除額を確定します。

▶ 保険料の種類別の控除額

契約の 時期	保険料の 種類	所得税		住民税	
		保険料	控除額	保険料	控除額
2012年 1月1日 以後 (新契約)	新生命保険料 (一般)	20,000円以下	保険料の全額	12,000円以下	保険料の全額
		20,000円超40,000円以下	保険料×1/2+10,000円	12,000円超32,000円以下	保険料×1/2+6,000円
		40,000円超80,000円以下	保険料×1/4+20,000円	32,000円超56,000円以下	保険料×1/4+14,000円
		80,000円超	40,000円	56,000円超	28,000円
	新個人年金 保険料	20,000円以下	保険料の全額	12,000円以下	保険料の全額
		20,000円超40,000円以下	保険料×1/2+10,000円	12,000円超32,000円以下	保険料×1/2+6,000円
		40,000円超80,000円以下	保険料×1/4+20,000円	32,000円超56,000円以下	保険料×1/4+14,000円
		80,000円超	40,000円	56,000円超	28,000円
	介護医療 保険料	20,000円以下	保険料の全額	12,000円以下	保険料の全額
		20,000円超40,000円以下	保険料×1/2+10,000円	12,000円超32,000円以下	保険料×1/2+6,000円
		40,000円超80,000円以下	保険料×1/4+20,000円	32,000円超56,000円以下	保険料×1/4+14,000円
		80,000円超	40,000円	56,000円超	28,000円
2011年 12月31日 以前 (旧契約)	旧生命保険料 (一般)	25,000円以下	保険料の全額	15,000円以下	保険料の全額
		25,000円超50,000円以下	保険料×1/2+12,500円	15,000円超40,000円以下	保険料×1/2+7,500円
		50,000円超100,000円以下	保険料×1/4+25,000円	40,000円超70,000円以下	保険料×1/4+17,500円
		100,000円超	50,000円	70,000円超	35,000円
	旧個人年金 保険料	25,000円以下	保険料の全額	15,000円以下	保険料の全額
		25,000円超50,000円以下	保険料×1/2+12,500円	15,000円超40,000円以下	保険料×1/2+7,500円
		50,000円超100,000円以下	保険料×1/4+25,000円	40,000円超70,000円以下	保険料×1/4+17,500円
		100,000円超	50,000円	70,000円超	35,000円

特定寄附金とは

寄附金控除の対象となる特定寄附金には、どのようなものがありますか。

納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合には、寄附金控除を受けることができます。
特定寄附金には、例えば、以下のものなどがあります。

- (1) 国、地方公共団体への寄附金
- (2) 公益社団法人、公益財団法人等への寄附金で、財務大臣が指定したもの
- (3) 独立行政法人、学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人などのうち一定のものに対する寄附金
- (4) 特定公益信託のうち一定のもの
- (5) 一定の政治献金
- (6) 一定の認定NPO法人等に対する寄附金
- (7) エンジェル税制の適用を受けた特定新規中小株式等の取得額（ただし、上限800万円）

ただし、学校への入学に際して納入する寄附金や、寄附をした納税者に特別の利益が及ぶ寄附金、政治資金規正法に違反する政治献金、宗教法人に対する寄附金などは、特定寄附金から除かれます。

また、上記のうち(2)、(5)、(6)については税額控除を選択でき、(3)についても税額控除を選択できる場合があります。

寄附金控除の適用を受けるためには、寄附した団体などから交付を受けた領収書などを確定申告書に添付する必要があります。なお、国税電子申告・納税システム（e-Tax）で確定申告を行う場合は領収書などの添付を省略することもできますが、5年間保管が必要です。

医療費控除の対象となる医療費

確定申告をして医療費控除の適用を受けると税金が還付されると聞きました。この医療費控除の対象となる医療費にはどのようなものが含まれるのですか？

医療費控除の対象となる医療費は、病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額となります。

医療費控除の対象には、治療を受けるための通院費が含まれるほか、医療サービスだけでなく介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価も含まれます。一方で、健康診断の費用や、健康増進のための栄養剤などの費用は医療費控除の対象となりません。詳細は、以下の表を参照してください。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの（例示）	控除の対象に含まれないもの（例示）
- 医師、歯科医師による診療や治療の対価 - 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 - 助産師による分べんの介助の対価 - 医師等による一定の特定保健指導の対価 - 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価	○医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 - 通院費 - 医師等の送迎費 - 入院の対価として支払う部屋代や食事代 - 医療用器具の購入や貸借のための費用 - 義手、義足、松葉づえ、義歯や補聴器等の購入の費用 - 身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの 6ヵ月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）のあるもの ○介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービス等の対価	- 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 - 健康診断の費用 - タクシー代（公共交通機関が利用できない場合を除く） - 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 - 治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡、補聴器等の購入費用
保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価	左記以外の者で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価	親族に支払う療養上の世話の対価
治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	- かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 - 医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用	疾病の予防または健康増進のために供されるものの購入費用（疾病を予防するための予防接種やサプリメント等の費用を含む）
病院、診療所または助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価	病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用	親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

- ※1 人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けるとき、または特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用も医療費控除の対象となります。
- ※2 おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。
- ※3 医療費は、その年に実際に支払ったものに限って控除の対象となります。未払いとなっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。
- ※4 医療費控除の対象となる介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービス等の対価については、国税庁ウェブサイトをご覧ください。なお、障害者自立支援法制度の下で提供される居宅介護・重度訪問介護等の一定の障害福祉サービスの対価なども医療費控除の対象となります。

（出所：国税庁「医療費控除を受けられる方へ」などをもとに大和総研作成）

Q

雑損控除とは

雑損控除とはどのような制度ですか？

A

雑損控除とは、災害、盗難又は横領によって損害を受けた場合や災害に関連してやむを得ない支出をした場合に受けられる所得控除です。控除の対象となる資産の要件は以下の①②の両方を満たすものです。

- ①資産の所有者が納税者本人、または「納税者と生計を一にする配偶者や親族で、その年の総所得金額等が48万円以下」のいずれかであるもの
 - ②棚卸資産、事業用固定資産等、「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しないもの
- ※「生活に通常必要でない資産」は、趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で保有する別荘や貴金属（製品）や書画、骨董など1個または1組の価額が30万円超のものなど生活に通常必要でないものを指します。棚卸資産や事業用固定資産等に生じた損失は、雑損控除ではなく、事業所得等の損失として、損益通算（[125ページ参照](#)）や、「純損失の繰越控除」（[125ページ参照](#)）の対象となります。

雑損控除を適用できる損害の発生原因は以下の①～⑤のいずれかに該当するものです。以下のいずれにも該当しないもの、例えば、詐欺や恐喝の場合には雑損控除を適用できません。

- ①震災、風水害、冷害、雪害、落雷などの自然災害の異変による災害
- ②火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害
- ③害虫などの生物による異常な災害
- ④盗難
- ⑤横領

なお、損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、控除しきれない金額は、「雑損失の繰越控除」として、翌年以後3年間（2023年4月1日以降に発生した特定非常災害によって生じた損失額については翌年以後5年間）繰り越して控除することが可能です（[125ページ参照](#)）。

また、合計所得金額1,000万円以下の人が災害に遭った場合には、災害減免法・災害減免条例による所得税額の控除を受けることができます（[136ページ参照](#)）。雑損控除と災害減免法の規定を比較して、納税者が有利なものを選択することが可能です（計算方法は[136ページ参照](#)）。

Q

所得控除の順序

所得控除は15種類もありますが、適用する順序に決まりはあるのでしょうか？また、所得控除を受ける所得の順序に決まりはあるのでしょうか？

A

所得控除を適用するとき（各所得控除額を所得から差し引くとき）は、最初に雑損控除を行い、続いて残りの控除を行います。雑損控除を一番に差し引くこと以外、順番に決まりはありません。また、控除を受けるとき（各所得から所得控除額が差し引かれるとき）は、**総所得金額**から優先的に控除されます。

総所得金額で控除しきれない場合は、次の順序で控除される決まりになっています。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ①土地・建物等の短期譲渡所得の金額 | ②土地・建物等の長期譲渡所得の金額 |
| ③上場株式等に係る利子所得・配当所得の金額 | ④一般株式等に係る譲渡所得等の金額 |
| ⑤上場株式等に係る譲渡所得等の金額 | ⑥先物取引に係る雑所得等の金額 |
| ⑦山林所得金額 | ⑧退職所得金額 |

合計所得金額と総所得金額等

合計所得金額とは、総所得金額、特別控除前の分離短期・長期譲渡所得の金額、申告分離課税を選択した配当所得・利子所得の金額（上場株式等の譲渡損失の通算後）、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額および退職所得金額の合計額をいいます。

一方、源泉徴収ありの特定口座で申告不要を選択した株式譲渡益や配当等、申告不要制度の適用を受ける配当、収益分配金等は合計所得金額から除外されます（申告不要のものであっても、確定申告を行えば合計所得金額に含まれます。[151ページ参照](#)）。

合計所得金額と似た概念として**総所得金額等**があり、総所得金額等も上記のものが含まれます。両者の違いは、合計所得金額が、純損失や雑損失の繰越控除、その他一定の損失の繰越控除の特例の適用を受ける前の金額であるのに対して、総所得金額等はこれらの繰越控除を適用した後の金額です。[122ページ](#)では、「損失の繰越控除」の適用直前の額として「合計所得金額」を表示しています。一方、「総所得金額等」は同ページの「損失の繰越控除」の後の「総所得金額」と「各所得の金額」の合計額に相当します。

合計所得金額は、ひとり親控除・寡婦控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除などの所得控除や、税額控除（[136ページ](#)の「**住宅ローン減税**」を参照）の適用の有無を判定する際に使用します。一方、総所得金額等は、雑損控除、医療費控除、寄附金控除の所得控除の金額を算出する際に使用します。

税率

所得金額から所得控除の額を差し引いた後の金額を**課税所得金額**といいます。課税所得金額が確定したら、総合課税分（課税総所得金額）、および分離課税分それぞれに税率を適用して税額を求めます。

総合課税の所得の税率

所得税
所得税においては、総合課税の所得の税率は、所得が多くなればなるほど高くなる仕組みになっています。これは納税者の租税負担能力を考慮した税率の構造

課税総所得金額2,000万円の場合の計算例

195万円以下	195万円	× 5 %	=	97,500円
195万円超～ 330万円以下	135万円	× 10 %	=	135,000円
330万円超～ 695万円以下	365万円	× 20 %	=	730,000円
695万円超～ 900万円以下	205万円	× 23 %	=	471,500円
900万円超～ 1,800万円以下	900万円	× 33 %	=	2,970,000円
1,800万円超～ 2,000万円以下	200万円	× 40 %	=	800,000円
税額合計				5,204,000円

もっとも、実際に税額を求める場合は、下の速算表を用いて計算します。速算表を用いて計算した場合も同じ結果になります。

総合課税の所得税額の速算表

課税総所得金額（千円未満切捨て）		税率	速算控除額
195万円以下		5 %	0円
195万円超 330万円以下		10%	97,500円
330万円超 695万円以下		20%	427,500円
695万円超 900万円以下		23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下		33%	1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下		40%	2,796,000円
4,000万円超		45%	4,796,000円

※ 退職所得、山林所得の税額を算出する際にもこの速算表を用います。その際は、課税総所得金額は、課税退職所得金額、課税山林所得金額（1/5にした後の金額）と読み替えます。

課税総所得金額2,000万円の場合の計算例

2,000万円 × 40% - 2,796,000円 = 5,204,000円

住民税

住民税においては、総合課税の所得に対する税率は、その金額にかかわらず**一律10%**（原則として、市町村民税6%、道府県民税4%。政令指定都市は市町村民税8%、道府県民税2%）が標準税率

と定められています。ほとんどの自治体では地方税法に定められた標準税率による課税を行っていますが、条例により標準税率とは異なる税率を設定している自治体もあります。

分離課税の所得の税率

分離課税の所得については、それぞれ次の税率が定められています。

分離課税の所得に対する税率

所得の区分		所得税の税率	住民税の税率
退職所得		超過累進税率 ^{※1}	10%
山林所得		超過累進税率 ^{※2}	10%
譲渡所得（土地・建物等）	所有期間5年超（長期譲渡所得）	原則15% ^{※3}	原則5% ^{※3}
	所有期間5年以下（短期譲渡所得）	原則30% ^{※3}	原則9% ^{※3}
上場株式等の譲渡所得等		15%	5%
申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得		15%	5%
一般株式等の譲渡所得等		15%	5%
先物取引の雑所得等		15%	5%

※1 課税退職所得金額に対して、総合課税の所得と同様の速算表（上記参照）を用いて税額を算出します。
※2 課税山林所得金額を1/5にし、その後総合課税の所得と同様の速算表（上記参照）を用いて税額を算出し、最後にその税額を5倍にします（5分5乗）。
※3 10年超の軽減税率の特例（[□316ページ参照](#)）など、税率が軽減される場合があります。

税額控除

各種の課税所得金額にそれぞれ税率をかけ合算すると税額が算出されます。しかし、ここで最終的に納付する所得税額・住民税額が確定するとは限りません。総合課税を選択した配当があったり、住宅ローン減税の適用を受ける場合など、納

付すべき税額を差し引く**税額控除**の適用を受けられる場合があります。税額控除は、所得税・住民税それぞれに設けられていますが、控除の有無や控除額などは所得税と住民税で大きく異なります。以下では、主な税額控除について紹介します。

▶ 主な税額控除

		控除を受けられる場合	税額控除額	
			所得税	住民税
1	配当控除	株式の配当や投資信託やETFの分配金につき、総合課税を選択している場合 (申告分離課税を選択した場合は、配当控除を受けられません、詳細は 172ページ)	受取配当等の最大10% (控除率は商品の種類および課税所得金額により異なります)	受取配当等の最大2.8% (控除率は商品の種類および課税所得金額により異なります)
2	住宅ローン減税 (住宅借入金等特別控除)	住宅ローンを借り入れて居住用住宅を取得したり改修工事を行った場合、入居後一定期間税額控除が可能(詳細は 309ページ)	原則として 年末の住宅ローン残高の0.7% (入居や契約の時期等により上限額や控除率が異なります)	所得税から左記の税額控除額を 控除しきれない場合に、97,500円 を限度に住民税から控除可能
3	住宅関連の各種 投資型減税	長期優良住宅の新築、省エネ改修、バリアフリー改修、耐震改修などの各種改修工事を行った場合、原則として改修後の入居の年において税額控除が可能(詳細は 310ページ)	原則として工事費の10% (控除限度額は工事の種類により 異なります)	適用なし
4	政党等寄附金特別控除	政党または政治団体に対し、一定の要件を満たす寄附金を支払った場合 (寄附金控除(所得控除)との選択適用)	(寄附金額(総所得金額等の40%以内)－2,000円)×30% [ただし、所得税額の25%が上限]	適用なし (政党等への寄附金は寄附金税額控除の対象にもなりません)
5	認定NPO法人等寄附金特別控除・公益社団法人等寄附金特別控除	認定NPO法人等や公益社団法人等に対し、一定の要件を満たす寄附金を支払った場合 (寄附金控除(所得控除)との選択適用)	(寄附金額(総所得金額等の40%以内)－2,000円)×40% [ただし、所得税額の25%が上限]	適用なし (当該団体が都道府県・市区町村の条例で指定されていれば、寄附金税額控除の対象となる)
6	寄附金税額控除	都道府県・市区町村、共同募金会、日本赤十字社、都道府県・市区町村が条例で指定する公益団体等に対し、一定の要件を満たす寄附金を支払った場合など (都道府県・市区町村への寄附金(ふるさと納税)について、詳細は 174次ページ)	適用なし (所得税では所得控除の寄附金控除または上記4・5の税額控除の対象となります)	【ふるさと納税の場合】 「寄附金額－2,000円」から所得税の軽減分を控除した金額 (上限金額あり) 【ふるさと納税以外の場合】 「寄附金額(総所得金額等の30%以内)－2,000円」×10%
7	災害減免法・災害減免条例による減免	合計所得金額1,000万円以下の人が、災害により住宅または家財の一定割合以上(所得税は50%以上、住民税は30%以上)の損害を受けた場合 (所得税は雑損控除との選択適用、住民税は雑損控除との併用可能)	合計所得金額により下記の通り 500万円以下…所得税額の全額 500万円以上750万円以下…所得税額の1/2 750万円以上1,000万円以下…所得税額の1/4	合計所得金額により下記の通り (カッコ内は被害額が30%以上50%未満の場合) 500万円以下…住民税額の全額(1/2) 500万円以上750万円以下…住民税額の1/2(1/4) 750万円以上1,000万円以下…住民税額の1/4(1/8)
8	調整控除	所得税と住民税の人的控除(1727ページ参照)の差額に基づく税額控除(2007年度税制改正による負担の増減が生じないように設けられた調整措置)	適用なし	所得税と住民税の人的控除の差額の最大5%
9	分配時調整外国税相当額控除	国内籍の投資信託やREIT、ETFにつき、その分配金の課税時に外国税の調整が行われている場合(総合課税・申告分離課税のいずれでも対象になります。詳細は 193ページ)	分配金の支払時に所得税額から控除された外国税相当額の全額	適用なし
10	外国税額控除	外国の株式・特定公社債・投資信託などへの投資や外国で行っている事業などにより外国で税額を納めている場合(詳細は 192ページ)	外国で納めた税額の全額 (ただし一定の限度額以内)	外国で納めた税額を所得税から控除しきれない場合の残額 (ただし、一定の限度額以内)

※1 所得税の計算において、上記1～7の税額控除はミニマムタックス(2025年分の所得以後)および復興特別所得税額を算出する前に控除する(税額控除後の所得税額をもとにミニマムタックスおよび復興特別所得税を算出する)、上記9および10はミニマムタックス(2025年分の所得以後)および復興特別所得税の算出後に控除する(ミニマムタックスおよび復興特別所得税加算後の税額から税額控除する)という違いがあります。

※2 2024年分の所得税および2024年度分(2023年分所得)の住民税については、一定の条件を満たした場合に、所得税3万円、住民税1万円の税額控除が実施されます([1722ページ参照](#))。

ふるさと納税とは



ふるさと納税とは、都道府県や市区町村に対して支払った寄附金につき所得税の寄附金控除および住民税の寄附金税額控除を受けられる制度のことです。

所得に応じた一定金額以内の寄附金であれば、寄附金額から2,000円を控除した金額につき所得税額または住民税額が差し引かれるため、あたかも、納税者自らが「ふるさと」という自治体に納税先を選択できるような仕組みになっています。寄附金額から2,000円を控除した金額すべてが所得税または住民税の控除対象となる寄附金額の目安については、総務省のふるさと納税ポータルサイトに掲載されています。

◆対象外の自治体

ふるさと納税は原則としてすべての都道府県や市区町村に対する寄附金の対象になりますが、例外として総務大臣の指定を受けていない自治体や指定を取り消された自治体は対象外となります。

2024年5月1日現在、東京都、および兵庫県洲本市に対する寄附金はふるさと納税の対象外となっています(東京都内の各市区町村、兵庫県および兵庫県内の他の市町村に対する寄附金はふるさと納税の対象です)。

◆ふるさと納税ワンストップ特例制度

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、確定申告の不要な給与所得者がふるさと納税を行う場合に、確定申告することなく寄附金控除を受けることができる制度です。

この特例の利用には、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、寄附の際に納税先に対し、特例の適用を受ける旨の申請を行うことが必要です。

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用すると、所得税控除相当額を含めた全額について、ふるさと納税を行った翌年度の個人住民税が減額されます(所得税からは控除されません)。

なお、医療費控除を受けるなど確定申告をする場合には、ワンストップ特例制度の適用を受けられないため、ふるさと納税の控除を受けるためには、確定申告で寄附金控除を適用する必要があります。

外国税額控除



国内居住者は、国内で生じた所得のほか、外国で生じた所得(国外所得)も所得税・住民税の課税対象となります。例えば、外国株式の配当や外国で事業を行った際に得た所得なども日本の所得税・住民税の課税対象になります。

しかし、国外所得について既に外国で所得税等が課されている場合は、外国と国内で二重に課税されてしまいます。そこで、この二重課税を調整するため、国内で納めるべき所得税・住民税から外国の所得税等の金額を控除する「外国税額控除」が認められています。

◆所得税および復興特別所得税からの控除

外国税額控除はまず下記の計算式で求められる控除限度額の範囲で、所得税額および復興特別所得税額 から控除します。

▶所得税および復興特別所得税からの控除限度額の計算式

$$\text{控除限度額} = \text{その年分の所得税額および復興特別所得税額} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}}$$

◆住民税からの控除

外国税額を所得税額および復興特別所得税額から控除しきれない場合は、①都民税および道府県民税額（所得税の控除限度額の12%（政令指定都市の居住者は6%）まで）、②特別区民税（東京23区）および市町村民税（所得税の控除限度額の18%（政令指定都市の居住者は24%）まで）の順で控除することができます。

◆外国税額の繰越控除

住民税からも控除しきれなかった場合、外国税額は3年間の繰越が認められています。

◆外国税額が減額された場合

外国税額控除の適用を受けた翌年以後7年以内に対象となる外国所得税額が減額された場合は次のような調整が行われます。

▶外国税額が減額された場合の調整

- ①減額されることとなった日の属する年（減額に係る年）に納付する外国所得税から減額分を差し引き、その残額について外国税額控除を適用する
 - ②減額に係る年に納付する外国所得税額がない場合、または納付する外国所得税額が減額された外国所得税額を下回る場合は、過去3年以内に繰り越した外国所得税額から差し引く
 - ③減額分のうち、①②によって調整できない金額がある場合は、減額に係る年分の雑所得の計算上、総収入金額に算入する

◆外国税額が増額された場合

外国所得税額が増額されることとなった日の属する年（増額に係る年）に新たに生じたものとして外国税額控除を適用します。

◆外国税額控除の対象にならない外国税

一般公社債の利子に係る外国税額は、源泉徴収の段階で差し引かれています（差額徴収方式）。国内籍の投資信託経由で支払った外国税額は、分配時調整外国税相当額控除の対象です（[□92ページ参照](#)）。これらの外国税は、外国税額控除の対象にはなりません。

住民税非課税



所得税については、税額控除（および復興特別所得税の加算）の計算後の金額が納付すべき所得税額となり、その金額がゼロとなった人は非課税となります。一方、住民税については、税額の計算結果がゼロとなった人に限らず、以下の基準に当てはまる人も非課税となります*。

▶住民税非課税基準

所得割・均等割とも非課税	所得割のみ非課税
下記のいずれかに当てはまる人 ①生活保護法による生活扶助を受けている ②障害者、未成年者、ひとり親、寡婦のいずれかに当てはまり、前年の合計所得金額が135万円以下 ③前年の合計所得金額が下記以下 【扶養親族がいない場合】 35万円×地域別の乗率（0.8～1.0）+10万円 【扶養親族がいる場合】 （世帯人数×35万円+21万円）×地域別の乗率（0.8～1.0）+10万円	左記の①～③に該当せず、前年の合計所得金額が下記以下 【扶養親族がいない場合】 45万円 【扶養親族がいる場合】 世帯人数×35万円+42万円

* ただし、分離課税となる退職所得に係る所得割については、この限りではありません。

極めて水準の高い所得に対する負担の適正化(ミニマムタックス)

税負担の公平性の観点から、2025年分より極めて高い水準の所得に対して、所得税の負担が調整される制度が設けられます。基準所得金額が3億3,000万円を超える納税者について、3億3,000万円を超える部分の所得に対する基準所得税額の割合が22.5%を下回る場合、22.5%に達するまでの金額を追加納税する必要があります。この追加納税措置を本書では**ミニマムタックス**とよびます。

基準所得金額とは、次のページの図表の通りで、通常の所得税の所得金額に、

通常は申告不要である上場株式等に係る配当所得・利子所得、一般株式等に係る少額配当の配当所得、源泉徴収ありの特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等を加えて算出します。他方、次のページの図表に掲載されていない所得（源泉分離課税の利子所得、NISAにより非課税となる上場株式等の配当所得・譲渡所得等、マル優により非課税となる利子所得・配当所得など）については基準所得金額に算入しません。

▶ ミニмумタックス算出のための「基準所得金額」に含まれる所得一覧（国内居住者の場合）

所得の種類		備考	
通常の 所得税の 所得金額	総所得金額 (総合課税の 所得)	長期譲渡所得・一時所得は1/2控除 適用後の金額	
	申告分離課税 の所得	退職所得、山林所得	—
		土地・建物等の短期譲渡所得、長期譲 渡所得	収用等の場合は特別控除額控除後の金 額
		一般株式等に係る譲渡所得等	エンジェル税制適用により譲渡所得等 の控除を受ける場合は当該控除後の金 額
		上場株式等に係る譲渡所得等	
		上場株式等に係る配当所得・利子所得	—
		先物取引に係る雑所得等	—
通常は申告不要と できる所得	上場株式等に係る配当所得・利子所得 のうち申告不要適用分	「基準所得金額」を算出する上では、 申告不要を適用しない	
	一般株式等に係る配当所得のうち少額 申告不要適用分		
	源泉徴収ありの特定口座の上場株式等 の譲渡所得等のうち申告不要適用分		

(注1) いずれの所得も、損益通算および損失の繰越控除適用後の所得金額を用います。
(注2) 非居住者の場合、恒久的施設の有無等に応じて、通常の所得税において総合課税または申告分離課税の対象となる所得のみ（[18ページ参照](#)）が「基準所得金額」の算出対象となります。

基準所得税額とは、基準所得金額に係る所得税額のことです。基準所得税額は、復興特別所得税額の加算前、および、外国税額控除、分配時調整外国税相当額控除適用前の金額です。

ミニмумタックスの計算は次のように行います。計算の結果、ミニмумタック

スの納付税額がある場合、通常は申告不要である上場株式等に係る配当所得・利子所得、一般株式等に係る少額配当の配当所得、源泉徴収ありの特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等についても申告する必要があります。

▶ ミニмумタックスの計算

- ①基準所得税額
- ②(基準所得金額－3.3億円)×22.5%
- ⇒②>①の場合、②から①を差し引いた差額分をミニмумタックスとして追加的に申告納税する。

(注) ②≤①となりミニмумタックスの追加納税額がない場合は、上場株式等に係る配当所得・利子所得、一般株式等に係る少額配当の配当所得、源泉徴収ありの特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等につき申告不要を適用できます。

復興特別所得税

東日本大震災の復興施策に必要な財源を確保するために、2013年から2037年までの25年間、復興特別所得税が課税されます。

復興特別所得税は所得税額の2.1%で、所得税を納める人は、所得税と復興特別所得税を併せて納付する義務があります。

復興特別所得税の源泉徴収

復興特別所得税は、通常の所得税と同じく、源泉徴収と申告納税の2種類があります。

上場株式等の配当を受け取ったとき、会社から給与を受け取ったときなどに、所得税と併せて復興特別所得税も源泉徴収されています。

源泉徴収される復興特別所得税の金額は「所得税額の2.1%」となります。税額が2.1%増えるわけですから、税率に直すと、**所得税の税率が1.021倍になります。**

上場株式等の配当に対する源泉徴収税率（大口株主を除く）は、復興特別所得税を考慮しないと、20%（所得税率15%・住民税率5%）です。このうち、所得税率の部分が1.021倍になりますので、復興特別所得税を考慮した税率は20.315%（所得税＋復興特別所得税の税率15.315%・住民税率5%）です。

このほか、各種所得に対する源泉徴収税率は、以下の図表のようになります。

▶ 主な源泉徴収税率

	復興特別所得税を考慮しない税率			復興特別所得税を考慮後の税率		
	所得税	住民税	合計税率	所得税＋復興特別所得税	住民税	合計税率
上場株式等の配当の源泉税率	15%	5%	20%	15.315%	5%	20.315%
一般株式等の配当の源泉税率	20%	－	20%	20.42%	－	20.42%
預貯金・公社債の利子の源泉税率	15%	5%	20%	15.315%	5%	20.315%
報酬・料金等の源泉税率（原則）	10%	－	10%	10.21%	－	10.21%

復興特別所得税の申告納付

所得税の確定申告の際には所得税額と復興特別所得税額の合計額を算出し、これらを一体として納付します。

予定納税・延納を行う場合にも、所得税と復興特別所得税を一体として扱います。

申告時の復興特別所得税は、**基準所得税額に対して2.1%**となります。基準所得

税額とは、分配時調整外国税相当額控除と直接投資の外国税額控除を除いた、その他の税額控除を行った後の所得税額です。

復興特別所得税を考慮すると、基本的には、図表のようにあらゆる所得税の税率が1.021倍になるものといえます。

▶ 主な申告時の税率

	復興特別所得税を考慮しない税率			復興特別所得税を考慮後の税率(※)		
	所得税	住民税	合計税率	所得税+復興特別所得税	住民税	合計税率
総合課税の各種所得の税率（給与所得、雑所得、事業所得など）	5%～45%	10%	15%～55%	5.105%～45.945%	10%	15.105%～55.945%
総合課税を選択した株式等の配当等の実質的な税率（配当控除を考慮）	0%～40%	7.2%～8.6%	7.2%～48.6%	0%～40.84%	7.2%～8.6%	7.2%～49.44%
申告分離を選択した上場株式等の配当等と譲渡所得等の税率	15%	5%	20%	15.315%	5%	20.315%
一般株式等の譲渡所得等の税率	15%	5%	20%	15.315%	5%	20.315%
先物取引の雑所得等	15%	5%	20%	15.315%	5%	20.315%

※ 配当控除以外の税額控除や、損益通算などを考慮しない税率です。